

船舶事故調査報告書

令和3年10月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	同乗者負傷
発生日時	令和2年12月11日 08時00分ごろ
発生場所	滋賀県草津市下物町西方沖（琵琶湖南部津田湾） 下物村二等三角点から真方位233°200m （概位 北緯35°04.1′ 東経135°56.1′）
事故の概要	プレジャーボートKAMIYA VICTORYは、津田江閘門を西進中、同乗者が閘門の扉下端部に当たり負傷した。
事故調査の経過	令和2年12月17日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート KAMIYA VICTORY、1.0トン
船舶番号、船舶所有者等	253-34227滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型 操縦者、二級小型
負傷者	軽傷 1人（同乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好、気温 約6.4℃ 水象：湖上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、水上スキークラブの後輩部員（以下「同乗者」という。）3人を乗せ、同乗者の1人（以下「操縦者」という。）に操縦に当たらせて練習場所に向けて西進して閘門に接近した。</p> <p>本船は、閘門東側で電動式閘門扉を開ける目的で一旦停止し、開閉用の紐を引いて上方に作動させ、閘門扉下端部が湖面上約1mの高さまで上がったところで止めた。</p> <p>本船は、操縦者による操縦で約3ノットの対地速力で航行を始め、船長、同乗者の1人（以下「同乗者A」という。）及び別の同乗者が側壁に船体がこすらないよう側壁を押しながら閘門扉の下方を西進中、右舷後部に立っていた同乗者Aの頭部が閘門扉下部に当たり負傷した。</p> <p>同乗者Aは、本船で係留地に移送された後、救急車で病院に搬送され、頭部の外傷と診断された。</p> <p>船長は、これまで幾度も閘門扉を無事に通過していたので、閘門扉下端部が湖面上約1mの高さとなれば、船体が支障なく通過できると思い、閘門扉を適切な高さまで上げない状態としていたことが、同乗者Aが負傷した要因であると本事故後に思った。</p>

	<p>船長は、他の乗組員と共に側壁に船体がこすらないよう側壁を押すことに注意していたので、頭を下げるよう互いの声掛けが疎かになり、後部に立っていた同乗者Aが閘門扉下部に迫る状況となっていることに気付いていなかった。</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、閘門を西進して通過する際、船長が閘門扉下端部が湖面上約1mの高さとなれば、船体が支障なく通過できると思い、他の乗組員と共に側壁を押すことに注意を向けて通過したことから、互いの声掛けが疎かになり、後部に立っていた同乗者Aが閘門扉下部に迫る状況となっていることに気付かず、同乗者Aの頭部が同扉下部に当たり、負傷したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が閘門を西進して通過する際、船長が他の乗組員と共に側壁を押すことに注意を向けて通過したため、互いの声掛けが疎かになり、後部に立っていた同乗者Aの頭部が閘門扉下部に当たり、負傷したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、閘門を通過する場合、閘門扉は全開とした状態で通過すること。</li> <li>・ 船長は、閘門扉を全開としない状態で閘門を通過する場合、同乗者が閘門扉に当たることのないよう適切な高さまで上げてから通過するとともに、船体の最も高い場所より、頭を下げるよう互いに注意を喚起すること。</li> </ul>